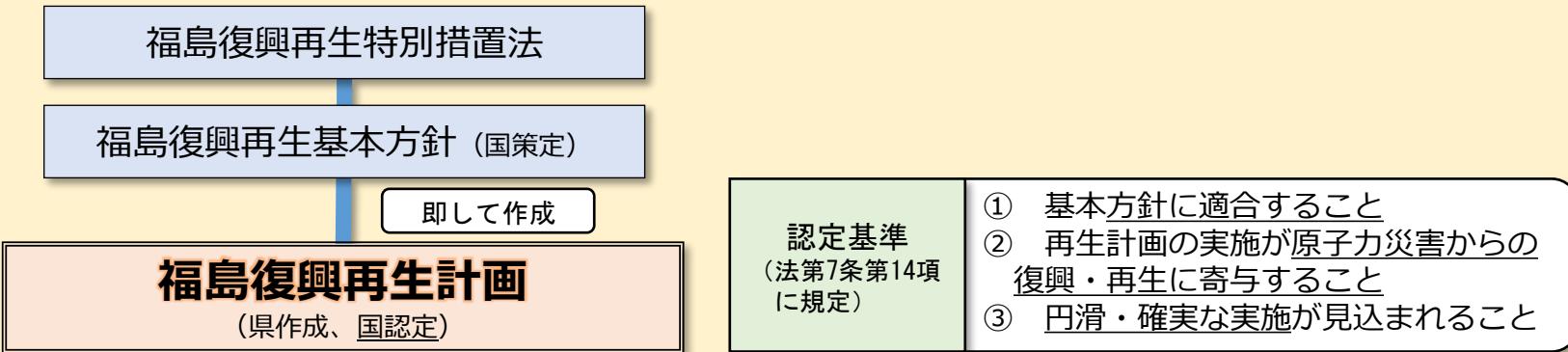


I 計画改定の根拠等

- 福島復興再生特別措置法第7条に基づき、国が策定する「福島復興再生基本方針」に即して原子力災害からの復興及び再生を推進するための計画を作成し内閣総理大臣の認定を申請

(参考) 福島復興再生計画の位置付け



II 計画改定の経緯等

- 現行の「福島復興再生計画」の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間であり、令和8年度から始まる第3期復興・創生期間に向け、現行計画の改定が必要。
- 国の「福島復興再生基本方針」について、「東日本大震災からの復興の基本方針」や「福島イノベ構想を基軸とした産業発展の青写真」などを踏まえ、令和7年12月に改定。
- 上記を踏まえ、福島復興再生計画について改定を行うもの。